

全国商工会議所休業補償プラン

年 月 日

お見積書

様

本プランにつきまして以下のとおりお見積りいたします。

	役員・従業員 氏名	生年月日	年令 (始期日時点)	セット 名	保 険 金 額 (口 数)	1万円(1口) あたりの保険料	月々の保険料
例	鈴木一郎	1992年 2月20日	満 30才	タイプ1	① 12万円(12口)	② 53円	①×② 636円
1		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
2		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
3		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
4		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
5		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
6		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
7		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
8		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
9		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
10		年 月 日	満 才		① 万円(口)	② 円	①×② 円
月々の保険料合計							円

保険金額(月額)の決め方

〈事業主(法人の場合は役員)、従業員の場合〉

- ①保険金額は100万円(100口)以内で10万円(10口)以上1万円(1口)単位でお申し込みください。
- ②保険金額(月額)は、ご加入の公的医療保険制度による給付内容などをご勘案のうえ、就業不能により喪失する所得の実額を上回らないように次の範囲内でご契約ください。

●国民健康保険にご加入の方は、平均所得額(年収の12分の1)の70%以内

●国民健康保険以外の公的医療保険制度(政管、組合、船員等)にご加入の方は、平均所得額(年収の12分の1)の50%以内

- ③平均月間所得額を上回る保険金額(月額)でご契約された場合、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

〈専業主婦(家事従事者)の場合〉

保険金額は10万円(10口)以上17万円(17口)以内で、1万円(1口)単位でお申し込みください。

※平均所得額・平均月間所得額についてはパンフレット中面の記載をご参照ください。

(注)月々の保険料の他に、加入事業者あたり毎月70円の制度維持費が別途かかります。制度維持費は本制度の維持、運営に充てられる費用です。

保険料表

●保険金額(月額)1万円(1口)あたりの月払保険料

(無事故戻しに関する規定の不適用特約セット、天災危険補償特約(所得補償保険用)セット、家事従事者特約セット、てん補期間:1年、免責期間:7日)

年令	タイプ1(級別1級)	タイプ2(級別2級)	タイプ3(級別3級)	タイプS 専業主婦(家事従事者)
15~19才	26円	30円	35円	17円
20~24才	38円	44円	51円	24円
25~29才	43円	49円	58円	27円
30~34才	53円	61円	71円	34円
35~39才	66円	76円	89円	42円
40~44才	82円	95円	111円	53円
45~49才	98円	113円	132円	63円
50~54才	114円	131円	154円	73円
55~59才	122円	140円	164円	78円
60~64才	128円	147円	173円	82円

※記載の保険料は団体割引25%、損害率による割引40%を適用しています。

※新規加入・中途加入ともに、保険始期日である2022年3月31日時点の満年令より算出してください。

※満65才以上の方の保険料につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

職種級別表

※保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。下記に記載されていない職業については、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

1級	小売・卸店主(危険物を取り扱っていない方)、事務職、管理職 など
2級	調理師、美容師・理容師、電気技師(危険物を取り扱っていない方) など
3級	自動車運転者、自転車整備工、配管工、溶接工、技師(危険物を取り扱う方) など

参考:1名あたり保険料計算例 《50才・事務職(タイプ1)・年収900万円・組合健保加入の場合》

《保険金額(月額)の決め方および加入限度枠》

- ①保険金額は100万円(100口)以内で10万円(10口)以上1万円(1口)単位でお申し込みください。
- ②保険金額は次の範囲内でお決めください。
 - 国民健康保険加入者→平均所得額(年収の12分の1)の70%以内
 - 国民健康保険以外の公的医療保険制度加入者→平均所得額(年収の12分の1)の50%以内
(ただし健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は40%以内)

《保険金額の算出例(組合健保加入者の場合)》

$$\text{年収900万円} \times \frac{1}{12} \times 50\% = 37.5\text{万円} > 30\text{万円}$$

保険金額(月額)		1万円(1口)あたりの保険料		月々の1名あたり保険料
30万円(30口)	×	114円	=	3,420円

保険料表

●保険金額(月額)1万円(1口)あたりの月払保険料

加入時年令	タイプ1
5	
45~49才	98円
50~54才	114円

※なお月々の保険料の他に加入事業者あたり毎月70円の制度維持費が別途かかります。制度維持費は本制度の維持、運営に充てられる費用です。